

岡山県オリエンテーリング協会運用細則

(役員)

第1条 選任役員は、以下のとおりである。

会 長	千田 博通
副会長	伊東洋一郎
	濱上 進
理事長	佐藤 旭一
理 事	梶房 修身
	堀 泉
	中野 浩
	大原 卓
監 事	松田 正作

(加盟会員)

第2条 個人会員は、JOA に本会で登録されている競技者登録者、オリエンテーリングディレクター・インストラクターの登録リストを反映し、年度ごとに名簿を作成する。

クラブ会員は、クラブに在籍するクラブ員で当該クラブから所定の様式による名簿を添えて届け出のあったものとするが、クラブからの提出名簿をもとに個人会員同様年度ごとに整備し基準とする。

現在届けのある該当クラブは以下のとおりでクラブ会員の名簿は別に事務局が管理する。

- ・オリエンテーリングクラブ吉備路の該当者
- ・晴れの国岡山オリエンテーリングクラブの該当者

(入会金および会費)

第3条 入会金は所定の額を徴収するが、会費の徴収は必要に応じて行う。ただし有識者についてはいずれも免除する。

(助成)

第4条 全日本リレー選手権大会の参加料、大会コントローラー養成講習会の受講料を助成する。他にも本会の地位向上に寄与し妥当と認められる場合は、都度検討のうえ助成を行う。

(特典資格の行使)

第5条 会員の特典として有する資格は以下の基準を満たすことによって行使できる。

なお、全日本リレー選手権大会派遣選手の扱いについては選考基準を別に定める。

(1) . 主催、主管もしくはそれに相当する行事の遂行について、その運営に携わった場合、申告に基づき以下のとおり助成する。

なお行事遂行の運営に携わるとは、当該行事の各種事前準備（地図調査・作成、前日の設営等）および当日の当該行事運営のいずれかに概ね半日程度以上携わった場合とする。また当該行事が大会であって当日運営に携わる場合、適宜無料で競技できるものとする。

- ・当年度 1 回以上参画：1 回ごとに他都道府県開催大会参加時 E-Card 無料貸し出し 1 回
- ・当年度 5 回以上参画：翌年度ディレクタ，インストラクタ登録料の 1/4 の額を補助
- ・当年度 10 回以上参画：翌年度ディレクタ，インストラクタ登録料の 1/2 の額を補助
- ・当年度 15 回以上参画：翌年度ディレクタ，インストラクタ登録料の 3/4 の額を補助
- ・当年度 20 回以上参画：翌年度ディレクタ，インストラクタ登録料の全額を補助

(2)．スポーツ安全保険加入は所定の個人情報と年間掛け金を事務局に提出し申請すること。

(3)．本会の主催・主管大会で E-Card 無料レンタルを受けるには，参加申込書所属欄に本会もしくは所属クラブを明記の上事前申し込みしていること。事務局は、第 2 条に示す名簿と対比し確認する。

(情報の提供)

第 6 条 事務局は，本会 web サイト，メーリングリストを活用して会員に対し適切な時期に適切な情報（含む技術情報）を提供するよう留意しなければならない。インターネット環境にない会員に対しては，ある程度まとめ絞り込んだ時期と情報になってよい。

ただし，クラブ会員でメーリングリストに加わっていない者に対しては当該クラブの代表となる者への提供でよい。

(支出基準)

第 7 条 主催、主管もしくはそれに相当する行事については、原則として以下を基準に運営経費を支弁する。

ただし、特に主催・主管大会について収支が大きく出超にならないよう都度最大限配慮する。

項 目	支 弁 額	備 考
公共交通費	実費	
車代（ガソリン費）	実費	市価 × 10km/l を目安
宿泊費	実費	

(貸出基準)

第 8 条 原則として会員が所有備品を主催、主管もしくはそれに該当する行事以外に使用することを希望し妥当と判断される場合、調達金額概ね 10,000 円に対し 200 円を目途に使用料を徴収する。なお対外的な E M I T 機材貸し出しについては E M I T 協会の運用に準拠する。

(外部組織への加盟)

第 8 条 岡山県レクリエーション協会へ加盟する。

(付則)

第 9 条 この細則は，平成 7 年 1 0 月 1 日から運用する。

平成 1 7 年 4 月 1 日一部改訂。

平成 1 8 年 1 0 月 7 日一部改訂。

平成 1 9 年 4 月 1 5 日理事改選により一部差し替え。

平成 2 1 年 4 月 1 日一部改定

平成 2 2 年 4 月 1 日一部改定（理事改選含む）

平成 2 2 年 1 0 月 1 日一部改定

平成 2 3 年 4 月 1 日一部改定